

服部玩具株式会社に対する支援決定について

平成16年8月31日
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称
服部玩具株式会社

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称
株式会社UFJ銀行
株式会社みずほ銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見
意見なし

5. 事業所管大臣の意見
意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成16年8月31日から
平成16年11月30日まで

7. 一時停止要請
法第24条第1項に基づき、関係金融機関等に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8．一般の債権の取扱い

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9．支援決定についての機構の考え方

対象事業者は名古屋・中京圏を基盤とし全国に玩具卸売事業を展開している全国で売上高第5位の玩具問屋です。地場の玩具小売店、全国展開玩具専門店、家電量販店、大手スーパー等広汎な小売店の顧客基盤をベースにメーカーからの信頼は厚く、また、対象事業者が持つ商品調達機能や複数のメーカーから商品を集荷し小売店毎に小分けする機能は、小売店から見て欠くべからざるものといえます。

しかし、大口取引先破綻による巨額の売掛債権回収不能に起因する過剰債務を抱えて財務的には窮境にあり、かつ不十分な利益管理・在庫管理・与信管理等に起因する構造的な収益力の低さ等により、自力による再建は困難と判断されます。

そこで、本件再生計画の実行を通じ、(1)金融支援による過剰債務の解消と、(2)スポンサーとなる株式会社タカラの支援によって収益率を改善・向上させることにより、小売店とメーカーを橋渡しして迅速・多様な玩具流通を確保する役割を担う卸売業者として速やかな事業再生を果たすことが可能と考えています。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3 - 3 - 1 新東京ビル9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437